

沿岸広域振興局長告示第122号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年11月29日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
大船渡市立根町字寒風2番11、2番41、2番43、2番44、2番45、2番46、2番47、2番50、2番52、2番54、2番55及び2番56	61.384	5.10	平成28年11月15日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。